

## 審査の結果の要旨

氏名 黄天祥

日清戦争によって日本の植民地となった台湾に関する研究は膨大な数に達する。建築学の分野においても台湾の植民地時代の建築や都市の歴史研究も分厚い蓄積がある。そうしたなかで本論は、従来建築史・都市史からほとんど本格的に検討されてこなかった「土地」をめぐる権利移転・売買・相論・訴訟などに注目し、台湾が伝統的に有していた土地観念と植民側の日本が設定しようとした土地制度との間にみられる齟齬、その後実態に即して調整されていった土地所有のあり方が第一次史料にもとづいて明らかにされた力作である。都市を構成するもつとも基本的な切片である「土地」がいかに植民側によって創出されていったのが本論の中心的課題である。日本都市史においてはすでに土地分析をベースとした研究が蓄積されているが、台湾都市史ではおそらく本論がその先鞭を切ったものとして大きな意義をもつだろう。

本論はまず序論において、関心の所在、先行研究、研究方法などを叙述したのち、5つの章において個別の土地係争から浮かび上がる土地観念の日台間の違い、土地権利移転からみる市区改正計画、台湾における土地の公共観念と植民側の意図とのズレなどが論じられ、結論において各章での論題があらためて整理・止揚されている。

第一章「台湾土地慣習と植民地初期の土地紛争」では、まず台湾が伝統的に有する土地慣習、すなわち土地の開墾から使用・耕作へと重畳する権利関係を示す「大租小租」関係と、土地の権利をあらわす「業」と呼ぶ観念が先行的に存在していた。こうした土地権利の重畳的關係は都市に入るとさらに宅地・家屋などの物件要素の多数化に応じて複雑化するため、土地の業主権を判定することはかならずしも容易ではなかった。宅地の権利は一般に「地基権」と呼ばれるが、この観念が日台で微妙な齟齬を起こす。明治30年代の基隆における土地係争は地基権に家屋が含まれるか否かの意識の齟齬が主な争点となっている。また土地の根源的所有観が地主にはまわりついており、単なる売買で権利が完全に移転したとはみなさない旧慣や永久借地に近い「給地基」などの主張もあり、植民側日本としてはその齟齬の認識と論理的な係争解決を迫られるが、それはかならずしも容易なことではなかった。

第二章「係争から見えてくる都市の変化」では、具体的な都市における係争事例を検討するなか、植民地政府側は土地の業主権を判断するにあたって、台湾慣習を可能なかぎり付度しつつ現地住民・利用者の意向を尊重しているという事実が明らかにされている。従来、植民側の一方的な土地収用という側面では語られてこなかった台湾植民地において、旧慣と新体制の摺り合わせが行われたという事実発掘は貴重である。

第三章「係争の多発と都市空間—台北城を例として」では、係争事例が集中した台北城を具体的に取り上げ、そこで戦わされた論争が整理されている。第一に土地の転売による係争が指摘でき、不動産市場が次第に熟してゆくプロセスが垣間見える。第二に台北城内の排水工事は植民地政府主導によるが、ここでは公的事業性にさいして土地売買の一定の規制が行われたことが知られる。第三に城内の土地の業主権を巡る係争が次第に激化する様相が明らかにされている。伝統的土地所有観念から不動産市場の活況化におうじた土地権利意識の芽生え、土地の商品化傾向などが指摘されている。

第四章では係争の多発した台北城における明治33年「台北城内市区計画」が取り上げられる。この時期の台北の市区改正は民有地買収、無償の収用、官民地公刊、官署地移転などの行政的判断によって推進されており、台湾総督府は一貫して台湾旧慣を配慮して土地を収用しようとしたが、司法的判断はこれとは異なり、旧慣と調整しようとした台湾独自の近代化は挫折する。

第五章「都市における『公』概念—台北城内公共施設の土地問題」では、土地所有における官民意図の交錯する場である「公」と「私」の問題が検討される。台湾の都市には多くの官廟、書院、義塚、義倉、城壁・城門などの施設があり、これらが植民地化されたのちどのような観念のもと処遇されたかを通して、日台の公私概念の微妙な相違が浮き彫りにされる。台湾における「公業」とは日本における「共」に近い側面があり、とりわけ廟や書院などは通常西欧的パブリックとは異なる台湾独自の「公共性」の観念によって維持されてきた。本章では都市における本質的なテーマである公私の問題が縦横無尽に論じられており、本論の白眉にあたる部分である。

結論においては前章までで得られた結論をもとに、さらなる都市の公共性論が多くの関係先行研究を摂取しつつ展開されている。

以上、本論は従来の台湾都市史研究の水準を一挙に押し上げる貢献であり、都市にとって本質的な土地所有問題が中心テーマに設定され、それに対して一定の結論が一次史料にもとづき導き出されている。論の展開、史料の扱いなども妥当である。よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。

以 上